

マイナンバーカード出張申請実施要領

八戸市では、マイナンバーカード取得促進のため、出張申請方式によるマイナンバーカードの申請受付を実施します。

市職員が市内企業などの団体を訪問し、タブレットでマイナンバーカード申請用の写真を撮影し、一括で申請を受け付けます。後日、申請者の住所へ本人限定受取郵便で送付しますので、申請者は市役所へ出向くことなくマイナンバーカードを受け取ることができます。

1. 対象団体

八戸市内の企業、学校、町内会等

2. 実施日時

令和4年6月～令和5年1月までの、月曜日を除く平日

午前10時～午後4時まで

(当日の申請に要する時間は1人あたり10分程度です)

3. 申し込み条件

- ① 八戸市に住民登録のある方、5名以上の申請が見込まれること
(5名に満たない場合はご相談ください)
- ② 使用可能な会場・机・椅子・電源・写真撮影スペース及び職員用公用車の駐車場を用意できること
- ③ 申し込み団体内で、希望者のとりまとめ、実施日時・必要書類の周知、及び申請受付当日に団体の担当者が立会できること

4. 出張申請申し込みが可能な人

- ・八戸市に住民登録があり、2か月以内に八戸市外に転出の予定がないこと
- ・初めてマイナンバーカードを申請すること
- ・申請者本人が会場に来ること(代理人は不可)
(15歳未満、成年被後見人は必要書類が異なり、当日法定代理人の同行が必要となりますので、事前にお問い合わせください)
- ・当日、以下の必要書類の原本を持参すること

<必要書類>

① 本人確認書類

A1点、またはB2点

A【官公署が発行した写真付きの本人確認書類】

例) 運転免許証、運転免許経歴書(H24.4.1以降のもの)、住民基本台帳カード(顔写真付き)、パスポート、在留カード、特別永住者証明書 など

B【官公署が発行した書類その他それに類する書類で「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されたもの】

例) 健康保険証、年金手帳、後期高齢者医療被保険者証、診察券など

- ② 通知カード（申請の際に回収します）
- ③ 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ。申請の際に回収します）
- ④ 「マイナンバーカード（個人番号カード）の申請について」の用紙
（事前に申請者に配布し、暗証番号をご記入の上、持参してください。）

5. 申請方法と実施手順

- ① 実施希望日の3ヶ月前～20日前までに、「マイナンバーカード出張申請申込書」に必要事項を記入し、市民課へ提出してください（電子メール、郵送、FAX、持参）。
- ② 市から申し込み団体へ実施の可否・日程調整等の連絡をします。
- ③ 団体内で、申請希望者を取りまとめ後、実施日の10日前までに市民課へ「マイナンバーカード出張申請希望者リスト」を提出してください（郵送または持参のみ）。
- ④ 団体内で、担当者の方が「マイナンバーカード（個人番号カード）の申請について」の用紙を申請者へ配布し、申請受付の日時や当日持参する必要書類について周知してください。
- ⑤ 市職員が会場へ出向いて、申請を受け付けます。
- ⑥ マイナンバーカードができあがりましたら、申請者の住民票記載の住所へ本人限定受取郵便で送付します。

6. その他

申し込みにあたり、以下の点についてご了承ください。

- 申し込み順に対応させていただきますので、申し込み多数の場合は実施するまでに時間を要する場合があります。
- マイナンバーカードの申請からお渡しまで1か月程度を見込んでいますが、申請件数に大幅な増加があった場合、更に時間を要することがあります。
- 当日、必要書類が不足していた場合などは、本人限定受取郵便での送付ではなく、市役所の窓口での受取となる場合があります。

申し込み・問い合わせ先

〒031-8686 八戸市内丸1丁目1-1

八戸市役所 市民課 住民記録グループ

電話番号：0178-43-9537

FAX： 0178-46-1517

メール：shimin@city.hachinohe.aomori.jp